



平成24年3月22日幹事長会資料

議員各位

板橋区議会議長 石 井 勉 (公印省略)

## 本会議における討論の運用について

本会議で議案並びに請願及び陳情(以下「議案等」という。)に対する討論 を行う場合は、次の期日までに議長あて申し出を行うこととする。

1 常任委員会及び議会運営委員会に付託された議案等については、討論を行 う本会議の5日前(休日は除く)の午後5時までとする。

ただし、議案等の審査日が本会議の5日前を過ぎた場合には、当該議案等 を審査した委員会の終了時までとする。

2 特別委員会に付託された議案等については、当該議案等を審査した委員会 の終了時までとする。